

令和8年度 第2回京丹後市こども未来まちづくり審議会 会議録

1. 開催日時 令和8年8月3日（月）午後3時30分～午後4時45分
2. 開催場所 京丹後市役所峰山庁舎2号館3階 231-232会議室
3. 出席者
 - (1) こども未来まちづくり審議会委員
片西委員（会長）、味田委員（副会長）
岩渕委員、田中委員、山副委員、浜上委員、中村委員、水口委員、山本委員
※欠席1人（松井委員）
 - (2) こども未来まちづくり審議会事務局
こども部 蒲田部長
同 こども未来課 金木課長、吉岡課長補佐、北尻こども政策係長
同 子育て支援課 野村課長、高橋課長補佐
4. 内容 別紙（会議次第）のとおり
5. 公開又は非公開の別 公開
6. 傍聴人 1人

<開会>

事務局： 本日はお忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。
ただ今から令和8年度第2回京丹後市こども未来まちづくり審議会を開会させていただきます。
それでは、開会にあたりまして、片西会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長： 皆さんこんにちは。
本日はご多忙の中、また暑い中、ご出席いただきありがとうございます。
前回の審議会では、市長から子どもの権利に関する条例とこども計画について諮問を受け、それぞれの基本的な考え方や方向性についてご意見の交換をさせていただきましたけども、その上で本日前回の皆さんのご意見も踏まえながら、この間、事務局で熟議検討、整理していただいたものが本日用意されております。
条例を制定するにあたり、必要性を改めてご確認いただくとともに、条例のたたき台について、本日はご審議いただきたいと思います。
従来よりこの審議会が大切にしてきたことのひとつに、京丹後市の子どもたちが自分らしく幸せに暮らせる、そして「こどもまんなかのまち」にするために、条例にどのような考え方、或いは内容を盛り込むべきかを、今日委員の皆様には、それぞれのお立場から率直なご意見を出していただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局： ありがとうございます。
続きまして、蒲田こども部長がご挨拶を申し上げます。

部 長： 皆さんこんにちは。
本日はご多用の中、第2回こども未来まちづくり審議会にご出席いただきましてありがとうございます。
先ほど片西会長からもご挨拶をいただきました通り、前回の審議会におきましては、子どもの権利に関する条例の基本的な考え方、またこども計画の骨子につきまして、委員の皆様から様々なご意見をいただいたところでございます。
条例についてですが、市議会からの政策提言をきっかけとしております。この間、事務局におきましても改めて子どもを取り巻く現状、そしてアンケート調査の結果、また他の自治体の取り組みなども確認しながら、市として、なぜ今、条例が必要なのかを整理させていただきました。
後程ご説明させていただきますが、市としましては、子どもに関する課題や必要な支援が多岐にわたる中で、まず条例において、子どもを権利の主体として捉えるということをはじめ、あらゆる施策の根底となる考え方を明らかにしまして、行政、家庭、そして教育・保育現場、事業者など子どもに関わるすべての人と共有することが重要であると考えているところです。

本日は、条例のたたき台につきましてご審議をいただき、その上で、次回以降、条例の理念を具体的な施策につなげることも計画につきましてもご審議いただく予定としています。

委員の皆様には、それぞれのお立場やご経験から率直なご意見をいただきますようお願い申し上げます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

事務局： ありがとうございます。

本日の審議会委員の出欠状況ですが、本日は松井委員より欠席の連絡をいただいておりますのでご報告をさせていただきます。

また、本審議会ですが、公開対象の会議となっております。会議録作成事務軽減のため、録音機器を使用していきますので、ご発言の際は必ずマイクをご利用ください。

それでは、ここからは片西会長に議事進行をお願いします。よろしくお願いいたします。

<議事>

会 長： それでは審議について進めさせていただきます。

まず本日の議事録署名人ですけれども、山副委員、よろしくお願いいたします。

それでは早速ですけれども、京丹後市こどもまんなか条例（たたき台）について、事務局から説明をお願いします。

事務局： （１）京丹後市こどもまんなか条例（たたき台）についてより、①条例制定の必要性についてを資料１をもとに、②京丹後市こどもまんなかのまちづくり 条例（たたき台）を資料２をもとに、それぞれ、こども未来まちづくり審議会事務局より説明。

会 長： 条例制定の必要性について、が前段にありまして、そのあと資料２の「こどもまんなかまちづくり条例」のたたき台という、二つに分けて考えたいと思います。

まず条例制定の必要性についてということで、質問とかご意見等ありましたらお願いいたします。

委 員： 「こどもまんなかまちづくり条例」について、とても内容のある中身だと言わせていただきましたが、ただ審議会ではそこまで必要性がないのかわかりませんが、この条例制定の必要性についての義務の説明ですけれども、主にアンケートをとということで必要性を強調されてたかと思うんですが、そこだけではなかなかこの必要性を痛感しないというか、正直、もう少し前段階の市議会での中身というのがいろいろあったんだろうなという想像はするんですけれども、私どもがそこまで関知することなくこういった中身について審議をするということで、それで事足りるのかなと思うんですよ。

少し私的にはこの必要性が痛感しにくかったと思っております。

会 長： 今指摘のありました、市議会のご意見等ももちろん踏まえてあると思いますけれども、それに加えて、根拠として子どもアンケート或いは市民アンケートの中身について、こういった要望、こういった困ったこと、或いはこういった不満点があるからこういうまちづくり条例を作っていこうという、直接的なきっかけにはこれを根拠にしたということによろしいですか。

事務局： 直接的な根拠というかきっかけにつきましては市議会からの政策提言ですが、それを踏まえて市としてどんな条例を作るかと考えたときに、どこに課題があってということをお我々としても認識しておく必要があるだろうということで、特にこの条例でどの部分をというようなことを上げろと言われたとすれば、実際に出前講座等を通じて意見聴取したところなんですけれども、自分の思いとか意見を聞いてもらえているかというようなことで、多くの子どもたちが、実際には聞いてもらえていないと感じているという現状がある中で、これは我々大人がそこをどう捉えているかということで、市だけではなく、子どもに関わるいろいろな大人が共通の認識をもってそれぞれ思いを持った主体なんだということを思いながら、日々子どもに接していく必要が

あるだろうと我々としても捉えています。という中で、課題があつてこの条例をというよりも、少し長い目で見て、京丹後市は子どもをそういうふうにつけていくまちなんだということを子ども自身にもわかってもらうために、こども計画ができるタイミングで、この条例があることが望ましいのではないかと考えて提案をさせていただいたものです。

会 長： 従来からこども計画はありますね。そのこども計画をより、実現していくために補強といいますか、バックボーンとしてこども条例を新たに考えたということでしょうか。

事務局： こども計画は、今回初めて市として策定をするものになりますので、こういったこども基本法に基づく計画というものを市としては初めて出していく中で、本市においては条例とセットで出していくということに意味があるのではないかと思いますので、従来からあるものを補強するというよりは、新たにこういう価値を持って取り組んでいくという整理かと思っています。

会 長： はい。他はどうでしょうか。はい、どうぞ。

委 員： 私も同じ所で、課題認識のところ、他の方がおっしゃったように、アンケートだけではなくて、現状どんな問題があるのかといったところはとても大切だなと思っています。

子ども計画と条例セットで、大変いいことだと思いますが、現状どんな、例えばいじめや虐待、アンケートに出てくることだけではなくて、現状がこうだからということがないと、条例も計画も作ってそのままになってしまうのは困るなと思っています。

そういう意味で、子どもの日でしたか11月の、制定されるということですが、それも、その日に幟か何か立てて、どこかでそれらしい人の講演会があつて終わり、みたいにならないように、常にその現状を見て、そのために条例も計画もあるんだという、そういう認識が必要かなと思います。

それと、ものすごく具体的なんです、必要性の2の子どもたちの声のところ、**「大人は規則を守ることが重視して」**とありますが、規則は守らないとだめじゃないかなと思うんです。どんな場面をイメージするかによって、とても違うと思うんですが、あまり行き過ぎると子どもの言うことは全部聞かないといけなとか、子どもを注意できないとか、そういうふうに転用されるというか、拡大解釈されないようにしていくべきだなと思います。社会の一員として扱うからこそ、他人の迷惑や社会のルールを教えることも地域の責任として位置付けられているということが大切になるのではないかと、思って、見せていただきました。

会 長： はい、ありがとうございました。他はどうでしょうか。

委 員： 今おっしゃられたように、親が混乱しないようにお願いしたいです。教育をどこまでしていいのか、具体的なガイドラインみたいなものを、何か具体例を使って、パンフレットみたいにしていただけるとありがたいです。1個1個のことで親は悩むんです。だからそういう相談もどこにしたらいいのか教えて欲しいです。
条例にされるという意味は、その条例に罰則を設けるということですか。それがなかったら条例の意味ってあるんでしょうか。

会 長： 市がどのようなスタンスかわかりませんが、一応一定の拘束力はあるわけですね。条例というのは、府にしても市にしても。ただ、どこまで罰則とか考えておられるかわかりませんが、こうありたいというようなことは、一応、多少の強制力がなければ作っても意味がないことだと思いますので、あると思いますけども。
他はいかがでしょうか。

委 員： いろいろ言われている大人の対応というところも、もっと難しくなると思っているのと、あとこの「京丹後市こどもまんなかのまちづくり」ではなく

て「こどももまんなかのまちづくり」になれば、大人も子どもも誰もが市を作っていこうという、まちづくりと捉えやすいなと思うんですけど「こどももまんなか」だけになると、子どもだけが好きなことを言って、大人だけが我慢するみたいな、屁理屈なとり方というか、とれないと思えたので、その言葉のところが私も引っかかったのがあります。

会 長： そのあたりも、「こどももまんなかまちづくり」は今までからキャッチフレーズとしてありましたね。だから、そのことを市民は知っていると言っても、知らない人は知らないと思ったのは、4番の「子どもの権利が十分に理解されているか」で、市民アンケートで「よく知っている」は1割ですね。これ、国連で子どもの権利条約が採択されたのは1989年で、日本は5年遅れで1994年に批准しましたので、30年以上経っているわけですね。なのに、子どもの権利条約の条約別で、子どもの権利があったなぐらいがイメージしにくいことは、やはり周知をいかにしていくかということが大事だと思って、このあたりも見させてもらっていました。
まちづくり条例のたたき台についてお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

委 員： 条例ですけれども、用語の定義の子どもを「心身の発達の過程にある者をいう。」と、例えば生まれてから18歳ということではなくこういう書き方をしているのは、国とかがそういう形にしているということでしょうか。一瞬良さそうで、すごくぼやけていると思ったりするんですよね。例えば障害のある人だと、少しずつ、大人という扱いになるまでという考え方で考えるとずっとですよ。こういう切り口で、どこもこういう条例を作っていくということであれば特に言うことはないと思いますが、逆にわかりにくいと思ったのが一つ。
それから4ページの第12条の3に、「相談及び支援に当たっては、子どもの思いや意見を尊重するとともに、相談に関する秘密が守られるように配慮するものとする。」。秘密は必ず守らなければいけないとか、外には絶対出ないような形にするということ、すごくこれまでから言ってきたのに「配慮します」という言い方でいいのかなと思うんですけど。とりあえずはこの2点です。

会 長： はい。文言についてご指摘がありました。
一つずつ、すぐに答えられることがあったらですし、そうでないようなことでまた後で検討するでしたらそれでいいですし、他はどうでしょうか。

委 員： 格調高い前文で、とても読みやすくわかりやすいなと思いました。
文言でいうと、これは私の感覚なのかもしれませんが「といった声が寄せられています。」という、この「声が寄せられています」という、何かしらということが書いてあるんですけども、私はどちらかというとその前に「子どもの思いや願いを受け止め、ともに考えていくまちでもあります。子どもたちからは、まちのために『自分も協力したい』『自分にできることを考えたい』といった思いや願いを持っています」と。もう同じ声じゃなくて思いや願いをという、前文に子どもの思いや願いと書いてあるので、それを持っていますという形で、それからそのあと、これらの思いや願いは子どもが今生きているし、1人の市民であるというあたりで、声というよりも思いや願いというほうが、私の感覚かもしれませんが、スムーズに読み取れるかなと思っております。

会 長： はい。ありがとうございます。このようにいろいろと出たらそれも参考にして、事務局でご検討ください。他、どうでしょう。

委 員： 条文の中身で少しご質問させていただいてよろしいですか。
いくつかの箇所で書いてあるんですけども、「子どもの年齢及び発達の程度に応じて」という文言がいくつかの条文の中に記載されています。そこですけれども、私はその「発達の程度に応じて」という文言に引っかかりました。はっきり差別的な文言だと思っています。なぜかということ、子どもの

年齢及び発達の程度にかかわらず、すべての子どもの思い、これは逆に発達とかの程度に制限をするというか、何か垣根を設けるというか、線引きをするというのはどうにも私の思いとしては違うと思っています。「子どもの年齢及び発達の程度に『かかわらず』、すべての子どもの思いや意見が聴かれ」というような。これは日本ユネスコ協会の文言ですか、よくわかりませんが、これも、これがいろいろな条文の中にもかかっているんですけども、少し私の中には腑に落ちなかった部分です。

会 長： はい。ありがとうございました。他、いかがでしょうか。

委 員： もう1点。前文の中に「大人は、子どもを単に守られる存在として見るだけでなく」と明記してあるわけですし、前文というのは、次の条文に関わるところで非常に大事な部分だと思っているんですけども、その中で、これも他の市町村も含めてこういうふうに書かれているんだと思うんですけども、第4条の2(3)の「守られる権利」というのも、「守られる権利」というのは一体何なのか、権利なんていうのは守る守らないという以前の問題であると思いますし、あえて「守られる権利」と明記してあることがよくわからない。もし文言を、違うものですが「安全安心の権利」とか、そういった言葉が前文の中に、子どもを守るという概念を捨てましょうというふうに、捨てましょうというか概念ではないですというふうに、わざと明記されながら、個々の権利については守られる権利があるという、ここの書きぶりというのは、私の中にはちょっと腑に落ちない部分でした。

会 長： はい。ちょっとした矛盾点といいますか。はい。気になると、はい。他、どうでしょうか。

委 員： 先ほどもあったんですけど、「子どもの年齢及び発達の程度に応じて、子どもの思いや意見を聴き」とあるんですけど、「発達の程度に応じて子どもの」というよりは、障害の有無に関係なく、障害がある子からも何かこういうことがあったら意見を言ってもいいよというような文言も中に入っていれば、すべての子どもと捉えられるけれど、私はこれを読んでいる限りには発達とか障害のある子ども達は、ちゃんと自分の意見が伝えられない子もいれば、もちろん伝えられる子もいるけれど、ここの中から除外されてるような感じにしか捉えられなくて、そここのところもすべての子どもに目がいつているようなものになればなとすごく感じました。

会 長： はい。5条の4ですね。そこだけではなく他にもありましたか。はい。他はどうでしょうか。

委 員： その「発達の」とか、余計なことを書くからだめだと思うんですよ。「すべての子ども」とすればそういうことは思われないと思うので。例えばその障害のある子どもからも意見を聞けるように、具体的にどうするかということ。この条例を作って、具体的に何をするかというのは次の段階だと思うんですけども。この段階で限定的にしないようにしたいと思います。

委 員： この「年齢や発達の程度に応じて」という書き方って、すごく小さい子がわがままで、何々作って欲しいとか言って、それを全部受け入れないといけないのかみたいな思いがもしあるとしたら、それは聞く側の大人の責任だと思いますので、言ったことをそのまま全部反映するのではなくて、本当にどんな子でも、年齢もそうですけど、しっかりと聞いていただいて、ただ聞いて集めたものをそのまま計画に載せるのではなくて、それは色々な立場や色々な子どもを色々な人から聞いて、それをしっかりと声を聞く側の大人が責任を持って反映させていかないといけないので、そこの責任をしっかりと持てば、どなたから聞いてもいいんじゃないかなと思います。多分、そういうようなことが頭にあってこういう書きぶりなのかなと思いました。

会 長： はい。他はどうでしょうか。

委員： 逆行するかもしれないんですけど、京丹後市の「こどもまんなか条例」ということで、取り組むという前段の思いとかを読ませていただいている中で、すごく、子どもってやっぱり大切にしていかなきゃいけないと思いますし、未来に生きていくこと、京丹後市の大切な子どもたちなので、子どもたちについて色々な思いを聞いたり、0歳から、妊娠期から色々な援助や養護や配慮しながら子どもたちを育てて行くということはよくわかるんですけど、この項目を見た時に、子どもを大事に育てて子ども達を真ん中にしてやっていくんだという、その思いはよくわかるんですけど、読んだり文章で見たりする中で、すごく思いが大きくて、中身がいまいち、私だけなんだろう、わかりにくいと言いますか、色々な部分で子どもって大切なんだけど、今の小学生の子ども達でも対応させていただいてる中で、この間も福知山市の児童クラブで70歳の支援員の方がカッとなって子どもに暴力を振るったという事件を耳にした時に、私自身も何人かの子ども達からいろんなことをまくし立てられて言われると、何となくカッとなって手が出そうだなと。そうすると、今でしたら暴力はだめだとなる中で、子どもを真ん中にしながらまちづくり条例の、皆さんに、子どもからお年寄りまで理解していただくというあたりの具体的な細かいものがないと、高齢者は子どもを真ん中にして子どもを大切にすると、子ども達が好き放題をして、自分達の権利ばかりを主張して、好き勝手の子にならないだろうかという懸念も出てきたりしないんだらうかと思うこともありまして、この「こどもまんなか条例」はとても大切なことだし、やっていけないといけないことだと思うんですけど、委員でありながら、その辺の大切さの深みというのが取れていないので、自分自身がもっと勉強していけないといけないなと、自分の反省です。長くなりましたけれど。

会長： 大事なことです、本当に。難しいとこですね、本当にそのバランスが。でも、今のお話の中にもありましたけれども、昔風に考えている大人もまだまだいるわけですね。言うことを聞かなかったらガーンというのが当たり前だとかそういう意識の人はまだおられるわけで、そうじゃないんだ、啓発していくというそうじゃない世の中なんだと、子どもはそういうものじゃないんだということを啓発なり周知していく、その過程で意識が高まっていくと思うので、条例そのものはある程度大まかな方向性みたいなものを示すもので、こども計画で具体的なことは示していくというスタンスでいかなないと難しい部分もあるかなと感じております。

他どうでしょうか。

無いようでしたら、細かい文言の部分ですけども、前文の5行目ですか、「子どもの権利が大切にされるまちの土台となる」、「まちづくりの土台」の方がいいかなと思うのと、ずっと下にあって、「大人は、子どもを単に守られる存在として見るだけでなく」のその下の部分です。「子どもにとって最もよいことをともに考える責任があります」というのを、「ともに」をもう少し前に持ってきて、「子どもとともに何が最もよいことを考える責任があります」とした方が、子ども主体になるのかなと考えながら読んでいたのと、第5条の5「市は、子どもが安心して相談でき、必要な支援が受けられることにつなげられることができるよう努めるものとする」とした方がより具体的かなと思うのと、そうですね。これはもう修正ではないですけど、第11条の、これは色々な異論や意見がありましたけれど「こどもまんなかの日」を設定して、その日だけでなしに「まんなか週間」に位置付けて、そういうことから周知して、少しずつ市民の中に浸透させていくことが大事だと思うので、こういう日を設定することは、周知の過渡期にある市としては大事なことだなと思って読ませてもらっていました。

他、何か付け加えありませんか。事務局もよろしいですか。はい。

審議は以上となります。その他ということで、全体を通じて何かありましたらお願いします。

委員： 次回の日程調整表ももらっているんですけど、次回は何をするんですか。また同じようなことをするんですか。条例に対しては2回目ぐらいになるんですけど、次はどんな内容か教えてください。

事務局： お手元に次回の日程調整表ということでお配りさせていただいております。内容ですけれども、条例については本日一定ご意見いただけたかなと思っておりますので、これを反映して、次回、こういった形で反映しましたということをご説明させていただくんですけれども、次回はどちらかというところ、この条例を踏まえてどんなことをしていくのかということがメインになってくるかと思えますし、そこに時間を取らせていただきたいと思いますっておりますのでよろしくお願いいたします。またお帰りの際にこちらの日程調整表をご記入いただいて提出いただきたいと思います。よろしくお願いします。

会 長： はい。よろしいですか。

委 員： ありがとうございます。次回楽しみにしています。

会 長： というプレッシャーがかかりましたので、はい、どうぞ。

委 員： 今日の話とは少し違うんですけれども、居場所がないので何とか作ろうと言ったけれど議会にご理解いただけなかったりして、できなかった部分があると思うんですけれども、最近、子ども食堂とかがあちこちで開設されていたり、新治公民館でこの夏には何回か、就学前の子どもはお母さんや保護者の方と、そうじゃない子は子ども達だけで、午前中何時は遊びに来てくださいという取り組みが進んだり、いろいろそういうことがあちこちで広がりを見せているように思うんですけれども、こども未来課が仕掛けられたとか、同じようなことを教育委員会でもしておられるので、ちょっとプッシュしたことが現れたとか、いや全然知らないけれど勝手に増えていったんですよとか、せっくなので皆さんにも知っていただけたらいいし、そういう辺りを教えていただけたらと思います。

会 長： わかる範囲でお願いします。

事務局： 本日資料は用意させていただいていないんですが、今各地区で新コミュということで、今までの行政区といいますか地区だけではなくて、小さい地区ですと何地区かが集まって新たなコミュニティ組織を立ち上げられていまして、地域コミュニティ・にぎわいづくり課という課が担当なんですけれども、そちらからも情報をいただいています。ただ、今いただいているのは、例えば佐濃自治会さんがこういったことをしていますというような部分的なことだけですので、今後それぞれの新コミュ組織が、親子で、もしくは子どもだけを対象にこういうことをするというのを収集しまして、この場で周知させていただきたいと思っておりますし、ホームページ等で連携しながら周知をさせていただく必要があるかなとこども未来課でも考えているところですので、せっかく色々な地域が色々なことをやっているのも、こども未来課だけで考えるのではなくて、地区の大人達が子どもと一緒に接するというすごく大事なことです。そこは周知させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

会 長： はい。タイムリーな誘い水を。わかりました。

委 員： 都市拠点の関係は一応却下という形だったんですけれども、各拠点、丹後6町の各地域で遊びの広場的なことをするという予算が確かおりましたか。今後の計画として、久美浜町なのか丹後町なのかはわかりませんが、秋なのかこの夏なのか、夏は暑いので秋になると思うんですが、どこかでそういうことを計画されておられるようでしたら、具体的に聞かせていただけたらありがたいです。

事務局： はい、ありがとうございます。今のスケジュール感でいくと少し8月には間に合いませんので、9月から巡回型の遊び場ということで、各町の公民館のホールであったり、涼しい時期でしたら体育館とかを使いながら、大型の遊具も入れた遊び場を開設していきたいと思っております。
大体2週間に1回、土日連続開催でやっていく予定にしておりますし、も

う一つ移動式の遊び場ということで、これはまた少し違うんですけれども、軽ワゴン車に、小規模なおもちゃみたいなものですけれども、遊具を積んで、地域の要請に応じて、先ほど言われた新治の公民館に出向いて行って、そこを遊び場に変えるというような、そういう取り組みを合わせて、9月以降実施していきたいと思っておりますので、またホームページ等で周知をさせていただきますと思います。

会 長： はい、よろしいですか。

委 員： 先ほど、教育委員会に意見を聞いてということで、教育委員会とも連携してと言われて、私も今までから思っていて、その通りと思って聞いていたんです。資料にも、一つの部署や機関で対応することは困難、条例や分野や立場を超えて子どもの施策を進めていくための共通言語としたいと書いてあってその通りと思って聞いていたんです。

アンケートの結果資料を見ても、例えば大宮町の小学生のアンケートの回答が30件。峰山町が139件あるのに、大宮は人口多いと思うんですけれどもすごく少ない。丹後町も17件ということで、町によって偏りがある。

それから出前授業をしておられる中でも、協力的な学校と、町と、そうでないところがあるなということを感じていて、今保幼小中一貫教育、学園を取り組んでおられる中で、丹後学とかそういうこともしておられて、すごく連携が進んでいる中で、今度の条例にしても、その意見も聞きますとさっき言われたんですけれども聞いて欲しいし、次回の会議では具体的な施策というか内容も出していきますと言われたので、そのところと連携して欲しいというか、しっかり聞いてもらって、本当に色々な人の意見、学校とかカリキュラムとかあって、色々な事情があつてのこの結果だったと思うんですけれども、今までからそう思っていたので、ぜひ具体化していく時には、それをお願いしたいなと思いました。

会 長： はい。ありがとうございます。他特になければ、議事は終了して事務局に進行をお返しします。ありがとうございます。

事務局： はい。ありがとうございます。
それではその他ということで、事務局からもう一つ説明をさせていただきます。

事務局： 失礼します。保育所の関係ですが、公設民営ということで、大宮北保育所なんですけれども、今年度民営化をしていくスケジュールで、今進めようとしております。具体的などころについては、現在アンケートをとっている段階です。また状況が説明できる材料がそろいましたら説明させていただいてということで現在進めているということでご承知おきください。

事務局： すごく大事なことでしたけれど、まだサラッとしてしか説明ができない状態でして、また大宮北保育所の完全民営化につきましても、審議会の議題としても挙げさせていただきたいと思っておりますので、その時はよろしくお願いいたします。
それでは閉会にあたりまして、味田副会長からご挨拶をお願いいたします。

副会長： 皆さんいつもですが、熱心にご議論いただきまして、いろいろご意見ありがとうございます。今、大宮北保育所のことをお伝えいただきましたが、その前にも巡回型の遊び場のことがどうなっているんだと聞いていただいて、教えていただいたと。本来であれば、途中経過もしっかりと審議会に伝えていただきたいなという思いがあります。それから、新コミュで、子育ての活動というか取り組みも出てきているというのは、実は令和3年に出させていたいただいた答申の中にまさにその新コミュの中に子育て支援機能も位置づけることみたいな答申もさせていただいてるので、そういう意味では大変うれしいなと思って聞かせていただきました。

先ほどもありましたがスケジュールですね、前回スケジュールをいただい

てますね。8月末に3回目、9月末に4回目ということで、大変タイトなスケジュールでございますが、次回は計画を詰めていくというイメージですかね。はい。ということで、また皆さんと頻繁にお目にかかることになると思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

本日はどうもお疲れ様でした。ありがとうございました。